

九重町の介護保険事業の特徴と令和5年度決算報告

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

1 令和5年度決算の概要

介護サービスにかかる費用は、公費負担(国や大分県、九重町)と40歳以上の皆さんに納めていただいた保険料、自己負担金(各サービス費用の1割～3割)を財源に運営しています。

令和5年度の歳出総額は、14億591万円でした。歳出の主な内訳としては、施設サービス費が6億849万円と在宅サービス費が5億8,650万円となっており、大半を占めています。

〔歳入〕 14億9,153万円

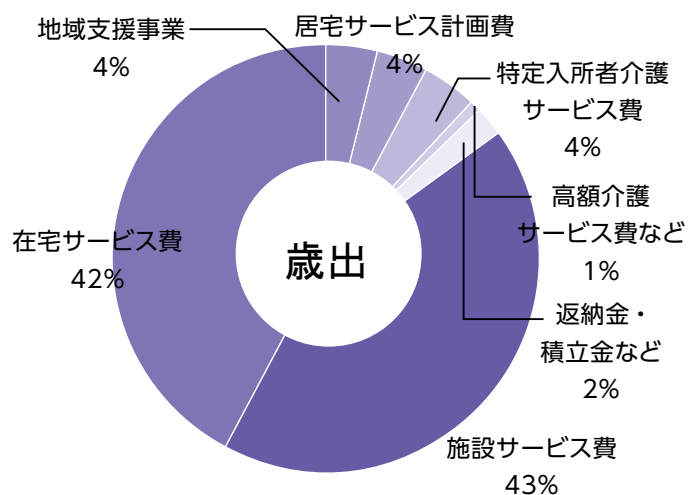
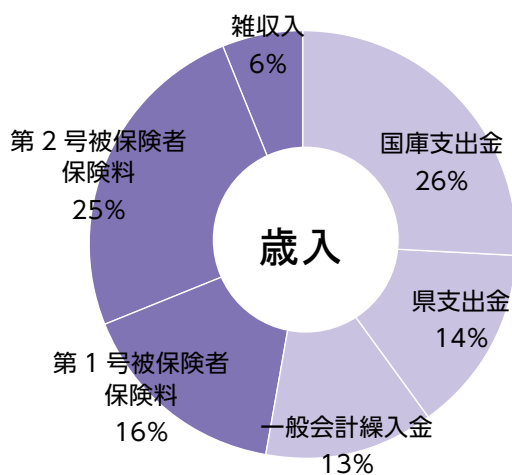
国庫支出金	3億9,497万円
県支出金	2億1,273万円
町支出金	1億8,900万円
第2号被保険者保険料	3億6,721万円
第1号被保険者保険料	2億3,625万円
諸収入	9,137万円

〔歳出〕 14億591万円

施設サービス費 (特別養護老人ホーム、介護老保健施設など)	6億849万円
在宅サービス費 (訪問サービス、通所サービスなど)	5億8,650万円
地域支援事業 (介護予防推進など)	4,956万円
居宅サービス計画(ケアプラン作成)	5,445万円
特定入居者介護サービス費	5,487万円
高額介護サービス費など	2,079万円
返納金・積立金など	3,125万円

財源割合(利用者負担除く)

保険料 46% 公費 54%



九重町では、九重町第8期介護保険事業計画(令和3年度～5年度)の基本理念である、「ともに支えあい いきいきと暮らせる町づくり」を推進してきました。

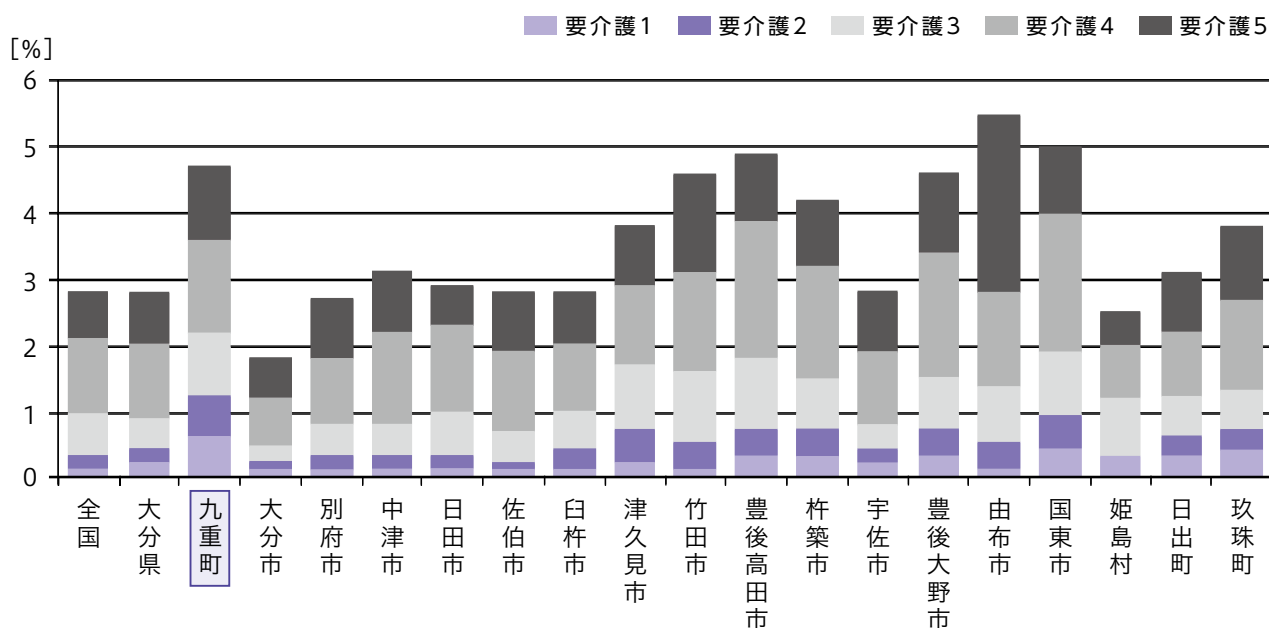
令和6年度から、新たに第9期介護保険事業計画(令和6年度～8年度)が策定されました。これまでの事業の一貫性を保ちつつ、いつまでも元気に、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるための介護保険事業を行っていきます。



2 九重町の介護保険事業の特徴

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報
(時点) 令和6年(2024年)7月

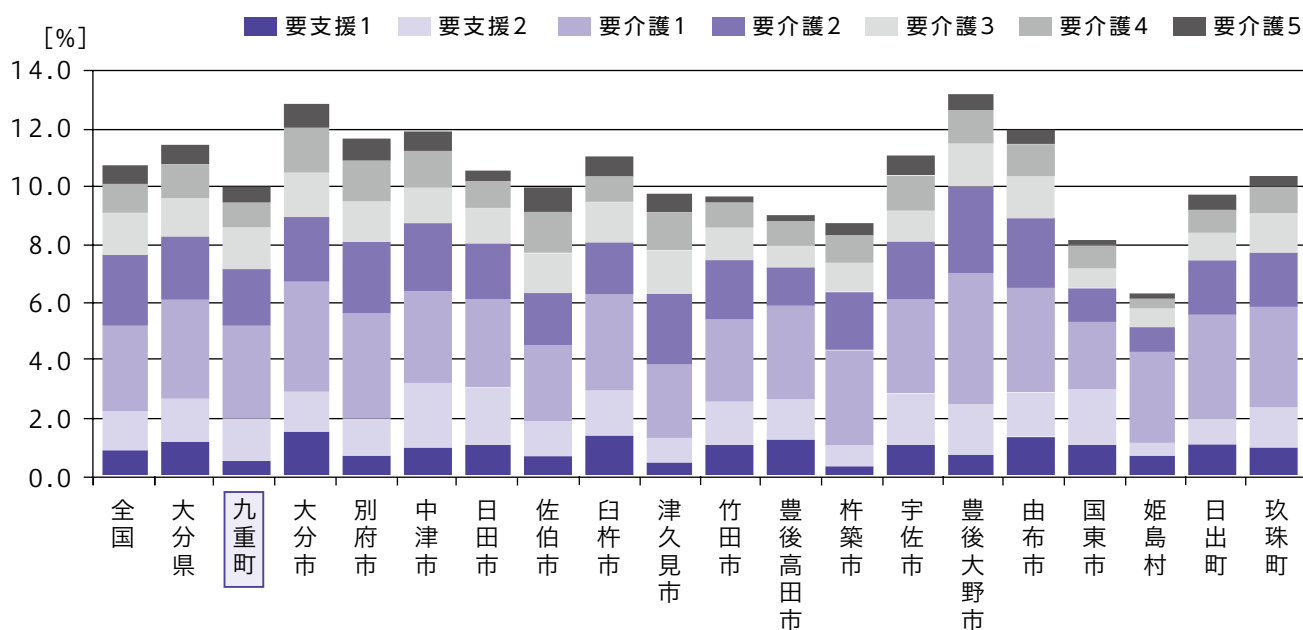
①受給率(施設サービス)(要介護度別)



九重町の特徴

県内の市町村に比べ、施設サービス費の割合が高くなっており、
また、要介護1と要介護2の施設サービスの利用割合は最も高くなっています。

②受給率(在宅サービス)(要介護度別)



九重町の特徴

施設サービスと比較して、在宅サービスの利用割合は県内の平均を下回っています。

※①②ともに第1号被保険者数に対する受給者数の割合

高額介護合算療養費のお知らせを送付します

●お問い合わせ

住民課 ☎0973-76-3802
大分県後期高齢者医療広域連合
☎097-534-1771

高額介護合算療養費とは、毎年8月から翌年7月までの1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が基準額を超えた場合に、その超えた額について支給される制度です。大分県後期高齢者医療制度の被保険者で支給が見込まれる方には、令和7年2月にお知らせの文書と支給申請書を送付します。支給申請書に必要事項を記入し、住民課にて申請手続きをしてください。

【申請に必要な書類】

- 支給申請書 ●お知らせの文書
- 通帳等(口座情報が確認できるもの)
- 後期高齢者医療被保険者証、または資格確認書
- 介護保険被保険者証
- マイナンバーカード等(マイナンバーを確認できるもの)
※申請者(代理人を含む)の身元確認ができるもの(運転免許証等)

ココバスの利用登録における回数券プレゼントの終了について

●お問い合わせ

まちづくり推進課 ☎0973-76-3807

予約型乗合バス「ココバス」の利用者登録について、随時受け付けておりますが、マイナンバーカードを提示した場合における回数券のプレゼントについては令和7年3月31日をもって終了いたします。利用を考えている方はお早めに登録をお願いいたします。

なお、利用者登録自体は4月以降も受け付けております。ご不明な点等については、九重町役場まちづくり推進課までお問い合わせください。



民生委員児童委員の交代について

●お問い合わせ

健康福祉課 ☎0973-76-3821

野上地区において民生委員児童委員の変更がありましたのでお知らせします。前任の安達喜恵美さんに代わり、2月1日より穴井庄平さん(椋原)が委嘱されました。



担当地区：椋原・拓郷・平家山・小平谷

九重町では、民生委員児童委員 37 名と主任児童委員 4 名が活動しています。生活上の問題、高齢者、障がい者、児童問題などで相談ごとをお持ちの方は、担当地区の民生委員児童委員もしくは主任児童委員にご相談ください。

環境緑化用樹木を配布します

●お問い合わせ

農林課 ☎0973-76-3804

環境緑化運動の一環として、緑化木の配布を下記の日程で行います。

【配布日時】 3月4日(火) 午後5時30分～
(なくなり次第終了します)

【配布場所】 九重町役場玄関前

【配布予定樹種】

種類	配布 予定本数	種類	配布 予定本数
アオキ	25	ハマヒサカキ	20
イロハモミジ	20	ブルーベリー	5
オリーブ	5	マホニアコンフューサー	5
ゲッケイジュ	20	ミツバツツジ	5
ドウダンツツジ	25	ヤマツツジ	5
トキワマンサク(白)	15		

なお、数に限りがありますので来場者多数の場合は、本数の制限をさせていただくことがあります。

当日は募金活動を実施しますので、『緑の募金』にご協力をお願いします!

家庭から出るごみを減らそう！

～「生ごみ処理機(電動式)」及び「生ごみ処理容器(コンポスト)」の購入費用に対して一部補助を行っています～

●お問い合わせ 商工観光・自然環境課 ☎0973-76-3150

生ごみに含まれる水分量は70～80%と言われています。

水切りをしたり、コンポストを利用することでごみの減量につながります。ごみが減ることで焼却量が減り、二酸化炭素排出の削減にもなります。生ごみ処理機(電動式)と生ごみ処理容器(コンポスト)の購入に対して補助を行っていますのでご活用ください。



○生ごみ処理機(電動式)

購入費用の2分の1以内とし、25,000円を限度とする。



○生ごみ処理容器(コンポスト)

購入費用の2分の1以内とし、5,000円を限度とする。



- ・堆肥化することにより家庭菜園やガーデニングなどにも利用できます。
- ・生ごみが減ることでごみ出しの回数やごみ袋の購入が減ることも大きなメリットです。

悩みや不安などを相談してください - 3月は自殺対策強化月間です -

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

進学、就職、転勤など環境が変わることに不安を感じていませんか?年度末で仕事が忙しく、心や体が疲れていませんか?誰かに相談することで、気持ちが落ち着くかも知れません。相談窓口では、相談担当スタッフに気軽に相談できます。また、直接話しにくいときは、SNSを利用することもできます。もし、ご家族、友人、同僚など、身近な人の様子がいつもと違うと感じた場合には、じっくりと耳を傾け、相談窓口を紹介してみてください。



▶主な相談窓口(いずれも相談無料)

大分いのちの電話

☎097-536-4343 (毎日24時間対応)

☎0120-783-556 (毎日16時～21時・毎月10日は8時～翌日8時)

こころの電話(大分県こころとからだの相談支援センター)

☎097-542-0878 (平日9時～12時、13時～16時)

西部保健所

☎0973-23-3133

九重町保健福祉センター

☎0973-76-3838

ここのえ健康ダイヤル

☎0120-511-658 (毎日24時間対応)

こころの相談(チャット)

LINE ID: @913kaiae (毎週水曜日・金曜日19時～22時)

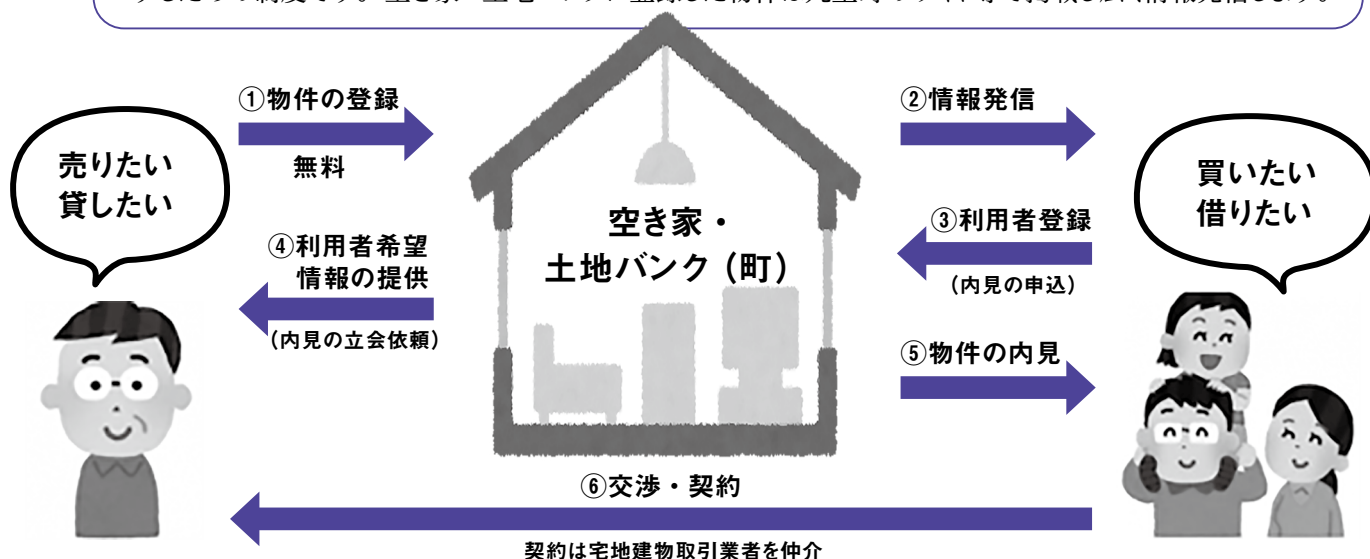
※大分県が大分県公認心理師協会への委託事業としてSNS相談を実施しています

空き家・土地バンクに登録しませんか？

●お問い合わせ まちづくり推進課 ☎0973-76-3807

空き家・土地バンク制度とは

空き家や土地の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。空き家・土地バンクに登録した物件は九重町のサイト等で掲載し広く情報発信します。



登録について

・登録費用 無料

※成約した場合は不動産業者に仲介手数料の支払いが生じます。登録には申請書等の提出が必要。

登録するメリットは？

・家財処分や改修などの補助対象となります。

※必ず事前にご相談ください。

どのような家が登録できる？

- ・土地建物の登記が完了している物件
- ・住宅として使用していた家
- ・空き土地も可

民間賃貸住宅家賃補助事業 申請の受付について

●お問い合わせ
まちづくり推進課 ☎0973-76-3807

九重町では、新たに賃貸住宅(空き家含む)で暮らし始めた方へ、家賃助成を行っています。今年度第2回目の申請を受け付けますので、希望される方は必要書類を添えて申請して下さい。

●対象期間

令和6年10月分～令和7年3月分

●申請期間

3月3日(月)～3月31日(月)まで
※お早めに申請してください。

●要件等

詳細については下記までお問合せいただくか、「まちの事業紹介(P7)」、または九重町HPにてご確認ください。

ブライダルアドバイザー 募集のお知らせ

●お問い合わせ
まちづくり推進課 ☎0973-76-3807

九重町では、結婚したい独身男女の婚活支援を目的に、ブライダルアドバイザーが活動をしています。

今年度は、梨狩りやボウリング等を取り入れた出会いのイベントを企画しました。

この度、第12期目となるブライダルアドバイザーの募集を行います。結婚したい独身男女の支援に対する思いがあれば、年齢や経験は一切問いません。たくさんの方のご応募をお待ちしています。(応募は問い合わせ先へ)

●募集定員 12名

●活動内容 結婚活動のサポート
※アドバイザー会議・イベント・研修等

●任期 2年(令和7年4月～令和9年3月)

●応募締切 3月7日(金)まで

町営住宅等の入居者を募集します

●お問い合わせ 建設課 ☎0973-76-3811

松岡台住宅

住 所： 九重町大字右田3150番地の1
募 集 戸 数： 一般世帯向け2戸(3LDK)3階
そ の 他： IHクッキングヒーター(20A措置タイプ)が必要
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料： 1,000円/月・台



青山住宅

住 所： 九重町大字右田785番地の1
募 集 戸 数： 一般世帯向け2戸(3LDK)2階及び3階
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料： 1,000円/月・台



恵良住宅

住 所： 九重町大字松木5353番地の1
募 集 戸 数： 一般世帯向け1戸(3LDK)2階
そ の 他： IIHクッキングヒーター(20A措置タイプ)が必要
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料： 1,000円/月・台



豊後中村住宅

住 所： 九重町大字右田687番地
募 集 戸 数： 一般世帯向け1戸(3LDK)
そ の 他： IHクッキングヒーター(20A措置タイプ)が必要
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料： 1,000円/月



募集期間：令和7年2月17日(月)～令和7年2月28日(金) 平日 午前8時30分から午後5時まで
申込書提出先：九重町役場2階 建設課窓口まで

- 入居予定日：令和7年4月1日から
- 敷金(入居時住宅使用料の3月分)を入居手続きの際に納入が必要です。
- 申込みに、所得制限等の要件があります。応募が多数の場合は抽選会を行います。
- 申込書は建設課(役場2階)に用意しています。九重町ホームページからもダウンロードできます。
- 町営住宅の使用制限措置に基づき、暴力団関係者と判明した場合は、入居できません。
- 入居後、住宅使用料・光熱水費と別に共益費が必要となります。
- その他、個別での確認事項がありましたら担当課までお問合せください。



▲九重町HP

今日からはじめよう！フレイル予防

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

フレイルとは？

加齢とともに、体や心のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態を指します。そのまま放置すると、要介護状態になる可能性があります。フレイルは、早めに気づいて適切に行動することにより、**健康な状態に戻る**ことができます。



チェック！

こんなことはありませんか？

- ☐ 椅子から立ち上がる時手すりや杖が必要
- ☐ 6か月で2～3kg以上、体重が減ったまたは増えた
- ☐ 以前に比べて固い物（たくあんやさきかなど）が食べにくくなった（※半年前から変化がなければ含まない）
- ☐ 週に1回以上、家族以外の人と会う場所に出かけていない
- ☐ 楽にできていたことが面倒に感じる



3つ以上当てはまったら**フレイル**かもしれません。

フレイルを予防するためには、**運動（体操）・食事（栄養）・口の健康・社会とのつながり**の4つの項目が大切です。九重町では、これらの項目について学び介護予防に取り組む**短期集中リハビリ教室**を開催しています。フレイルが気になる方は、この機会に参加してみませんか。教室に参加希望の方や興味がある方は、健康福祉課または地域包括支援センター（☎76-3863）までお問い合わせください（教室の見学も可能です）。

参加者の声

週1回の体操で体を動かすと調子がいい！



90歳になっても杖を使わずに歩けるようになった！



自身のフレイル状態をもっと詳しく知りたい方は、大分県ホームページや役場窓口（健康福祉課）にある『フレイルチェックシート』で確認することができます。フレイル予防についても掲載されていますので、必要な方は窓口でお気軽にお声かけください。

▶フレイルチェックシート

https://www.pref.oita.jp/uploaded/life/2164665_3489262_misc.pdf



■ 3月9日は「^{みやく}脈の日」

高血圧や不整脈(心房細動)は自覚症状が現れにくいといわれています。しかし、そのままの状態では放置しておくと、ある日突然、脳卒中や心臓病などの命に関わる病気を引き起こすことがあります。心房細動は、自分で脈をチェックすることで、見つけることができます。高血圧と心房細動の早期発見、早期治療を行うことで、これらの重篤な病気の発症を予防することができます。まずは家庭での血圧測定、脈拍チェックの習慣をつけましょう。



【脈の測定方法】

- (1) 人差し指、中指、薬指の3本を手首に当て、手首の親指の付け根の骨の内側で、脈がよく触れるところを見つけましょう。
- (2) 15秒ぐらい脈に触れて、脈の速さやリズムが規則的かどうかを確認しましょう。
※脈拍数が1分間に100回以上である場合やリズムが不規則な場合は、心房細動かもしれません。かかりつけ医に相談しましょう。

■ 3月第2木曜日(3月13日)は「世界腎臓デー」



慢性腎臓病(以下、「CKD」)は、腎臓の機能が慢性的に低下したり、尿たんぱくが継続して出る状態をいい、症状が悪化すると人工透析や腎移植が必要となる病気です。腎臓は「沈黙の臓器」とも言われ、初期の頃はほとんど自覚症状がありません。そのため、病気が進行するまで気づかない人が多くいるといわれています。CKDは、糖尿病や高血圧などの生活習慣病により発症リスクが高まりますので、生活習慣を見直しましょう。また、早期発見・早期治療のため、毎年、健康診断を受けましょう。健康診断で尿蛋白が陽性、又は腎機能が低下しているといわれたことがある方は、早めにかかりつけの医師に相談し、指示に従いましょう。

■ 子宮頸がん予防(HPV)ワクチンのキャッチアップ接種期間延長について

HPVワクチンの大幅な需要増により、HPVワクチンの接種を希望しても受けられなかった方がいた状況等を踏まえ、2025年3月末までに接種を開始した方が、全3回の接種を公費で完了できるよう経過措置が設けられることになりました。

- 【対象者】・キャッチアップ接種対象者(1997年4月2日～2008年4月1日)のうち、2022年4月1日～2025年3月31日までに HPVワクチンを1回以上接種した方
- ・2008年度生まれの女子で、2022年4月1日～2025年3月31日までに HPVワクチンを1回以上接種した方

【期 間】キャッチアップ接種期間終了後、1年間(2026年3月31日まで)

■ 今年度の新型コロナワクチン接種期間は、2025年3月31日まで

期間中、1回接種できます。まだ接種しておらず、接種希望の方は、接種を希望する医療機関に予約の上、接種してください。

なお、町からの接種券の送付はありません。医療機関にある問診票をご利用ください。

- 【対 象 者】・65歳以上の方
- ・60歳から64歳で、重症化リスクの高い方*

【接種費用】2,000円

※心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方など

第20回大分県障がい者スポーツ大会出場者募集 !!

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

令和7年度の障がい者スポーツ大会について、次の通り九重町選手団としての出場者を募集いたします。
※成績優秀者は全国障がい者スポーツ大会へ出場できる場合があります。

【参加資格】

令和7年4月1日時点で下記の要件を満たす方

- ①年齢6歳以上の方
 - ②各種障がい者手帳又は自立支援受給者証の交付を受けている方(療養手帳・精神手帳については準ずる方も可)
 - ③申込時に九重町内に居住しているか、九重町内の障がい福祉サービス事業所等に入所・通所されている方
- ※競技によっては参加資格が異なります。

【大会概要】

開催日 令和7年5月17日(土曜日)

開催場所 クラサドーム大分(大分市) ※旧レゾナックドーム大分

実施競技 陸上競技(競争・跳躍・投てき)、水泳・卓球・フライングディスク・ボッチャ・その他

※競技によっては開催日や開催場所が異なることがあります。

【募集締切】

3月14日(金曜日) ※実施競技や大会参加についての詳細は健康福祉課までお問い合わせください。

シリーズ 『障がい福祉』 109

障がい福祉に関わる施設を紹介します

～ NPO 法人地域活動支援センター 玖珠むつみ会～

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

『NPO 法人地域活動支援センター 玖珠むつみ会』とは・・・

地域で暮らす障がいのある方が、日中気軽に立ち寄り、生産・創作的活動やレクリエーションなどを行うことができる障がい者福祉施設です。

社会の中で、交流を持ちながらその人らしく生活していくためのサービスを提供し、働くことや社会との関わりに不安を抱える方に寄り添いサポートしています。

●利用対象者●

- ・九重町と玖珠町に住んでいる障がいのある方
 - ・通院中で症状の安定している方
- ※利用には登録が必要です

●開所時間●

平日(月～金曜日) 午前9:00～午後3:00
※祝日・年末年始を除く

●利用料●

無料

●活動内容●

- ・生産活動(自動車部品の組立・梨袋の再生など)
- ・創作活動(料理教室・大正琴など)
- ・地域交流(スポーツ大会・環境美化など)
- ・その他(誕生日会・レクリエーションなど)



※見学・体験ができます。お気軽にご相談ください。

〒879-4403

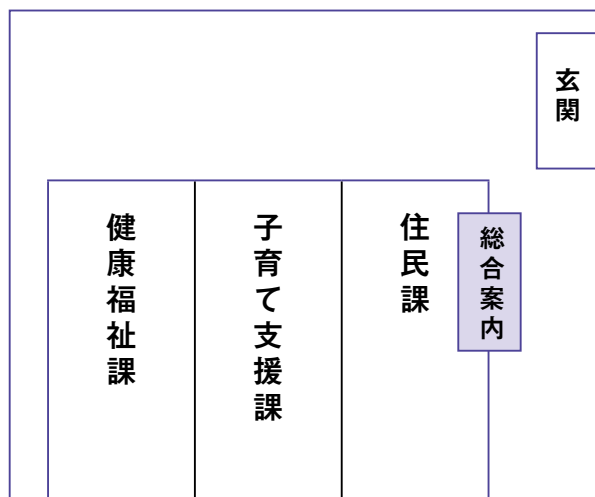
玖珠町大字帆足207番地の4

TEL/FAX 0973-72-6306

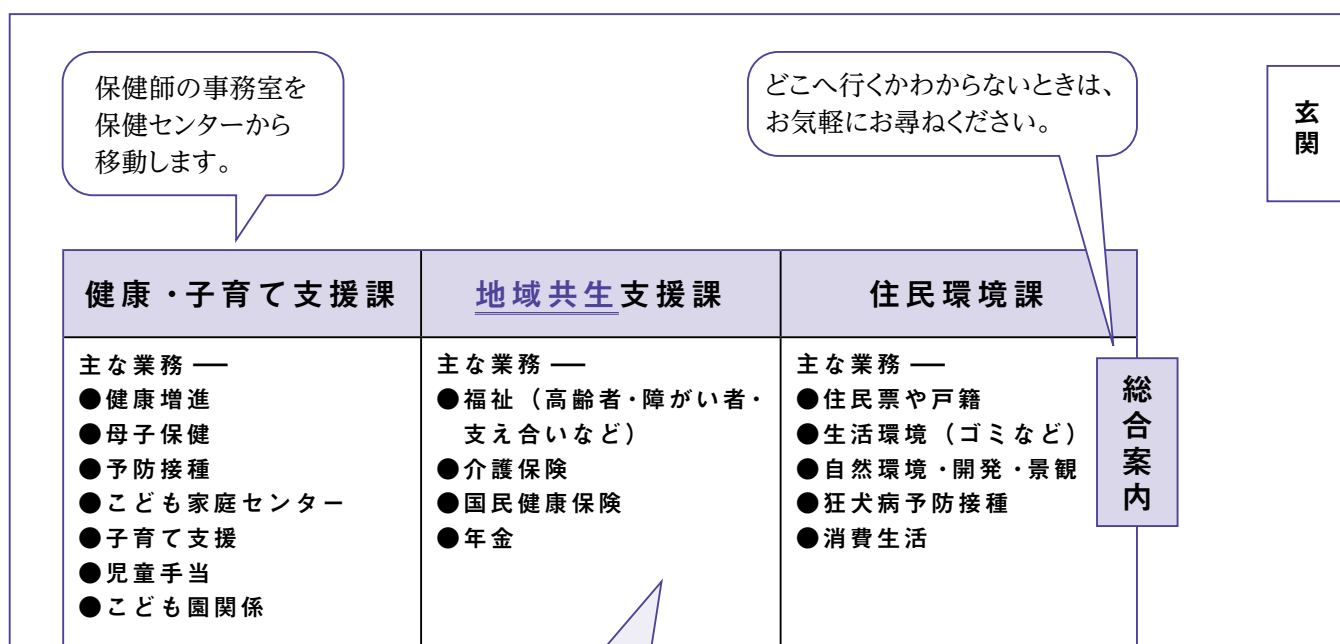
4月から課の一部が変わります(庁舎1階編)

●お問い合わせ 総務課 ☎0973-76-3800

現行(庁舎1階玄関側)



4月から(庁舎1階玄関側)



新しい課の名前「**地域共生**」とは

住民が互いに支え合い、全ての人がその地域で、自分らしく暮らしていけることです。これまでの「支える側」と「支えられる側」という枠組みを超え、年齢や性別・障がいの有無などにかかわらず、それぞれが役割を持って支え合う社会をめざしています。地域全体で暮らしやすさの向上を目指すこの考え方は、今後の社会の基盤となる重要な要素として注目されています。

●次号では、庁舎2階編をお知らせします。

家畜・家さんの小規模飼養者の定期報告について

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

全国各地での高病原性鳥インフルエンザ等の発生を踏まえて、家畜伝染病(法第12条の4)に基づき、平成24年以降、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のため下記の家畜・家さんを飼養されている方は、毎年1回、2月1日時点の家畜の種類、頭羽数の報告が義務付けられています。該当者の方は[令和7年2月1日現在の飼養状況を報告してください。](#)

定期報告書の様式は九重町役場農林課の窓口にご用意しているものか、九重町ホームページの申請書ダウンロードに掲載しているものをご利用ください。

※昨年、定期報告書を提出いただいた方には様式をお送りしていますので、そちらでご回答ください。

【対象動物】

下記①～④に該当する場合、報告をお願いします。

①鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥の場合…100羽未満

②だちょうの場合…10羽未満

③鹿、めん羊、山羊、豚、いのししの場合…6頭未満

④牛、水牛、馬(ポニー等を含む)の場合…1頭以上

※牛を営農目的で飼養している方は、牛についての報告は不要です。

①～④以外の家さん等を飼養している場合、報告の必要はありません。

【提出先】

九重町役場 農林課 畜産林業グループ

【提出期限】

令和7年3月21日(金)までに定期報告書の提出をお願いします。



「令和6年の火災・救急件数(九重町)」

☎ 玖珠消防署 警防係 ☎ 0973-72-2141

令和6年中に九重町内で発生した火災件数は9件で、前年と比較すると4件の増加となっています。また、九重町内の救急件数は547件で472人を搬送しています。

今後も火気の手扱いは十分注意していただき、体調管理にも努めていただきたいと思います。

火災・救急種別毎の出動件数は右記のとおりとなります。

火災種別毎の出動件数	
建物火災	3件
林野火災	1件
車両火災	1件
その他火災	4件
計	9件

救急種別毎の出動件数	
急病	335件
一般負傷	137件
交通事故	45件
転院搬送	10件
その他	20件
計	547件